附　則

（施行期日）

1　この命令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この命令による改正後の規定は、令和六年度以降の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十六条第一項の規定による報告について適用する。

3　温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（以下この項において「報告命令」という。）第四条第二項第四号から第十二号まで及び第三項第三号から第十号までに掲げる事項については、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日前に報告命令第三条各号に規定する算定排出量算定期間が開始した場合であって、やむを得ない理由がある場合には、概算で報告することができる。

省令

○経済産業省環境省令第四号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百七十二号）の施行に伴い、並びに地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第七条第一項第一号から第八号まで及び別表第七から別表第十三までの規定に基づき、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月十二日

経済産業大臣　西村　康稔

環境大臣臨時代理

国務大臣　宮下　一郎

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年経済産業省環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（特定排出者の事業活動に伴うエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定方法等）	（特定排出者の事業活動に伴うエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定方法等）
第二条　令第七条第一項第一号イの合算は、次に掲げる量（他人への電気の供給に係るもの（廃棄物又は廃棄物燃料の使用に伴うものを除く。）又は熱の供給に係るものを除く。）を合算する方法により行うものとする。	**第二条**　令第七条第一項第一号イの合算は、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）を合算する方法により行うものとする。
一　令第七条第一項第一号イ(1)に定めるところにより算定される量	一　令第七条第一項第一号イ(1)の環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、同号イ(1)に定めるところにより算定される量
二　令第七条第一項第一号イ(2)の環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、同号イ(2)に定めるところにより算定される量	（新設）
三　令第七条第一項第一号イ(3)に定めるところにより得られる量	二　令第七条第一項第一号イ(2)の環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、同号イ(2)に定めるところにより算定される量
四　令第七条第一項第一号イ(4)の環境省令・経済産業省令で定める熱ごとに、同号イ(4)に定めるところにより算定される量	三　令第七条第一項第一号イ(3)の環境省令・経済産業省令で定める熱ごとに、同号イ(3)に定めるところにより算定される量
2　令第五条第一号に掲げる者が電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合における令第七条第一項第一号イの合算は、前項に規定する方法により行うほか、同項第一号及び第二号に掲げる量を合算する方法により行うものとする。	2　令第五条第一号に掲げる者が電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合における令第七条第一項第一号イの合算は、前項に規定する方法により行うほか、同項第一号に掲げる量を合算する方法により行うものとする。
3　令第七条第一項第一号イ(1)、同号ロ(1)及び同号ハ(1)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める係数とする。	（新設）
一　ガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者及び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者をいう。以下この号において同じ。）が供給した都市ガスを使用している場合にあっては、環境大臣及び経済産業大臣が公表するガス事業者ごとに特定排出者による都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数	（新設）
二　前号の規定により定められた係数を用いて、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前号の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるもの	（新設）